

令和6年度 介護サービス事業者説明会

浜松市健康福祉部介護保険課

介護職員等処遇改善加算

令和7年4月からの処遇改善加算の
取得準備は進んでいますか？

引き続き加算を取得したり、
より上位の加算に移行できるよう、
計画的にご準備をお願いします。



参照通知等

介護保険最新情報 Vol.1215

令和6年3月15日

介護職員等処遇改善加算等に関する基本的
考え方並びに事務処理手順及び様式例の提
示について

その他**関係法令等**を参照し、詳細をご確認ください。

例) 参照 ▶ 介護情報最新情報Vol.1215 3(1)①
のように、主要参照箇所を記載しています。

令和6年度 誓約書による算定について

参照

介護情報最新情報Vol.1215 3（1）③④⑤



誓約書による算定について

令和6年度処遇改善計画書において、

・キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

・キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

・キャリアパス要件Ⅲ（研修の実施等）

の各要件について、

令和6年度中に要件を満たすことを

誓 約

することで算定している事業所は、

必ず令和7年3月までに

当該仕組みの整備

を行い、

実績報告書

においてその旨を報告すること。

令和6年度中の 適用猶予要件について

参照 介護情報最新情報Vol.1215 3(1)①⑧



R6年度中適用猶予要件 1

月額賃金改善要件 I (月給による賃金改善)

R6年度中は適用を猶予する。

R7年度以降の新加算の算定に向け、
計画的に準備をおこなうこと。

参照 介護情報最新情報Vol.1215 3(1)①



R 6 年度中適用猶予要件 2

職場環境等要件

R 6 年度の経過措置

介護情報最新情報Vol.1215 3 (1) ⑧ のとおり要件を満たすこと

R 7 年度以降の要件

介護情報最新情報Vol.1215 3 (1) ⑧ のとおり要件を満たせるよう準備をすすめること

参照

介護情報最新情報Vol.1215 3 (1) ⑧

運営指導における確認事項



運営指導における確認事項 1

計画書の内容を
雇用する**すべての職員**に対して
周知していますか？

証明する資料の例：会議録、周知文書、掲示 等

参照 介護情報最新情報Vol.1215 8（1）



運営指導における確認事項 2

利用者負担分が
重要事項説明書に
記載されていますか？

利用者への丁寧な説明もお願いします。

参照 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
第8条（内容及び手続の説明及び同意） 等

実績報告書の提出



実績報告書の提出 1

各年度における
**最終の加算の支払いがあった月の
翌々月の末日**までに提出

事業所においては根拠資料と併せて2年間保存してください。

参照 介護情報最新情報Vol.1215 4（3）



実績報告書の提出 2

注意！

年度途中で
事業廃止する場合にも

**最終の加算の支払いがあった月の翌々
月の末日**までに提出

参照

介護情報最新情報Vol.1215 4（3）



実績報告書の提出 3

注意！

就業規則を改訂[※]した場合は、
当該改定の概要を記載した
別紙様式4（変更届出書）を提出

※介護職員の処遇に関する内容に限る

参照

介護情報最新情報Vol.1215 5（1）、5（1）⑥

計画書の変更



変更の届出

提出した**処遇改善計画書の、**
次の①～⑤の**内容に変更が**
あった場合には、
届け出ること。

参照

介護情報最新情報Vol.1215 5（1）①～⑤



届出の期日

居宅系サービス

算定を開始する月の前月 15 日まで

施設系サービス

当月 1 日まで

参照

介護情報最新情報Vol.1215 5 (1)



変更の届出事項 1

① 会社法の規定による**吸収合併、
新設合併等**により、
計画書の作成単位が変更となる
場合

提出書類

- ・ 別紙様式 4 (変更届出書)
- ・ 別紙様式 2 - 1

参照

介護情報最新情報Vol.1215 5 (1) ①



変更の届出事項 2

②当該申請に係る介護サービス
事業所等に増減（新規指定・廃
止等）があった場合
（一括して申請を行う事業者に限る）

提出書類

- ・別紙様式 4（変更届出書）
- ・別紙様式 2－1 の 2（1）、3（2）及び 3（6）
並びに別紙様式 2－3 及び 2－4

参照

介護情報最新情報Vol.1215 5（1）②



変更の届出事項 3

③キャリアパス要件ⅠからⅢまで
に関する適合状況に変更があった場
合（算定する加算の区分に変更が生じる場合に限る）

提出書類

- ・別紙様式 4（変更届出書）（キャリアパス要件の変更に係る
部分の内容を記載）
- ・別紙様式 2－1 の 2（1）及び 3（4）から（7）まで並び
に別紙様式 2－2、2－3 及び 2－4

参照

介護情報最新情報Vol.1215 5（1）③



変更の届出事項 4

④キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）に関する適合状況に変更があった場合

（算定する加算の**区分に変更**が生じる場合に限る）

提出書類

- ・別紙様式4（変更届出書）（介護福祉士等の配置要件の変更の内容を記載）
- ・別紙様式2-1の3（7）並びに別紙様式2-2、2-3及び2-4

参照

介護情報最新情報Vol.1215 5（1）④



変更の届出事項 4（続き）

④喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、**入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状態が常態化し、3か月以上継続した場合も同様に変更の届出**を行うこと。

参照

介護情報最新情報Vol.1215 5（1）④



変更の届出事項 5

⑤算定する加算の**区分の変更**を行う場合

提出書類

- ・別紙様式 4（変更届出書）
- ・別紙様式 2－1、2－3 及び 2－4

参照

介護情報最新情報Vol.1215 5（1）⑤

参照通知等（厚生労働省）



参照通知等

介護保険最新情報 Vol.1215

令和6年3月15日 老発0315第2号

介護職員等処遇改善加算等に関する
基本的考え方並びに事務処理手順及
び様式例の提示について



参照通知等（Q&A）

厚生労働省老健局老人保険課

令和6年6月20日 事務連絡

「介護職員等処遇改善加算等
に関するQ&A（第3版）」の送付
について



参照通知等（ホームページ）

介護職員の処遇改善

厚生労働省



制度概要（資料）

制度概要・計画書記入方法等（動画）

通知・様式等

Q&A

等、ご参考ください。

お問合せ先（電話）

介護職員等処遇改善加算等

厚生労働省相談窓口

050-3733-0222

受付時間：9：00～18：00
（土日含む）

お問合せ先（電話）

浜松市 介護保険課
指導グループ

053-457-2875

お疲れさまでした。

受講確認票の提出を
お願いします。